

富岡町大玉仮設診療所撤去業務委託仕様書（案）

1 一般事項

- (1) 建物・工作物の撤去に当たっては、関連する法令を遵守し、特に作業現場の施行・管理等は適切に行うものとする。
- (2) 撤去する物件は、下記4に掲げる建物・工作物及び発注者が指示する物件とする。
- (3) 仕様書及び業務上において不明な点が生じた場合は、発注者の指示に従うものとする。
- (4) 建物・工作物の撤去に当たっては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令を遵守し、労働安全衛生に十分配慮するものとする。

2 特記事項

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書（平成24年版）」によるものとする。

3 資機材置き場等

業務用車両の駐車場所及び資機材の置場所は、原則、富岡町大玉仮設診療所敷地内とする。ただし、受注者が自己の責任と費用をもって敷地外の土地を利用する場合はこの限りではない。

4 撤去物件の範囲、構造及び数量

「富岡町大玉仮設診療所」設備、備品を含む一式。

安達郡大玉村玉井字横堀平158-1 軽量鉄骨造（ブレース構造） 延べ床面積164.63㎡

5 撤去作業

- (1) 分別撤去等に当たっては、建設リサイクル法第9条第2項に定めるところにより、施行方法に関する基準として「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（国土交通省・環境省令第1号）」（以下、「主務省令」という。）第2条に規定する基準に従い、実施しなければならない。
- (2) 上記4に掲げる物件は、地上部、地下部とも撤去する。
- (3) 撤去作業に当たり、火薬等による爆破は行わないものとする。
- (4) 撤去により生じた施工地の凸凹は、現在の地盤となじみよく平坦に埋め戻し、砂利舗装とする。
- (5) 建物、工作物の撤去に当たり次の措置を講ずるものとする。
 - ① 第三者に危害を及ぼさないよう防護措置を講ずるものとする。
 - ② 騒音、振動の防止対策は、善良な管理者をもって対処するものとする。
 - ③ 粉塵の作業区域外への飛散が危惧される場合には、防護網及び散水等により飛散防止措置を講ずるものとする。

6 産業廃棄物（撤去発生材）の処理

- (1) 建設廃棄物の処理に先立ち、種類別に具体的な処理計画を定め、業務実施計画書に記載する。
- (2) 受注者の責任において建設廃棄物の運搬及び処分委託先を決定する。
- (3) 建設廃棄物の運搬及び処分委託契約は、廃棄物処理法の規定により、委託先ごとに、個別に書面で行う。
- (4) 建設廃棄物の運搬の委託は、廃棄物処理法で定める事業許可のある産業廃棄物収集運搬業者とする。
- (5) 建設廃棄物の処分の委託先は、廃棄物処理法で定める事業許可のある産業廃棄物収集運搬業者とする。
- (6) 建設廃棄物の処理の委託に当たっては、マニフェストを交付し、中間処理又は最終処分が終了したことを確認する。マニフェストは中間処理又は最終処分の終了後、速やかに、かつ検査前までに発注者に写しを提出する。

7 業務検査

- (1) 契約書に規定する業務を完了したときの通知は、発注者の指示を受けた事項がすべて完了している場合に、発注者に提出することができる。
- (2) 通知又は請求に基づく検査は、発注者から通知された検査日に受ける。
- (3) 発注者の立会いに必要な資機材、労務等を提供する。

8 各種の手続き等

電気、ガス、電話、上下水道等の施設の撤去に当たっては、事前に関係機関に必要な手続き及び実施上の措置等について確認を行い、実施するものとする。

本業務実施に当たり、上記4に掲げる物件及び発注者の指示による以外の物件を滅失又は毀損した場合は、発注者の指示に従って原状に回復し、又は損害賠償をしなければならない。

本業務完了後は、上記により敷地内に設置した仮設物を撤去し、敷地内全体の清掃を行うこと。以上の外、本業務の実施に当たり疑義があるときは、発注者の指示を求めること。